

# 山梨県公報

第七百六十号

平成十九年

五月十七日

木曜日

## 目次

救急病院等に該当しなくなった医療機関……………三四三  
 平成十九年度地籍調査事業計画の決定……………三四三  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)……………三四三  
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三四五  
 使用料の収納事務の委託(二件)……………三五二

## 公告

狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………三五二  
 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………三五四  
 大規模小売店舗の新設に関する届出……………三五四  
 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………三五五  
 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………三五五  
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………三五五  
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三五七  
 教育委員会……………三五七  
 平成二十年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三五七

## 告示

**山梨県告示第百八十七号**  
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急診療所は、救急診療所に該当しなくなった。  
 平成十九年五月十七日

一 救急診療所の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名

称

所

在

地

医療法人幸仁会須貝整形外科医院

甲府市国母一丁目五番十七号

二 救急診療所に該当しなくなった日

平成十八年十二月二十六日

## 山梨県告示第百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により平成十九年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市千塚三丁目、千塚四丁目、千塚五丁目、大和町、美咲一丁目、美咲二丁目、天神町、朝日四丁目、朝日五丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、湯村三丁目及び羽黒町、山梨市牧丘町西保中、大月市梁川町塩瀬、梁川町立野及び梁川町新倉、南アルプス市芦安芦倉及び芦安安通、甲斐市上福沢及び下芦沢、笛吹市芦川町中芦川、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町湯島、南巨摩郡身延町上之平、波高島、梅平、西島及び手打沢、南巨摩郡南部町福士、南都留郡道志村和出村並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺

三 調査期間

平成十九年五月十七日から平成二十年三月三十一日まで

## 山梨県告示第百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

平成十八年山梨県告示第百五十六号中の標柱番号一号と次に掲げる地

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	伊良原
急傾斜地崩壊危険区域	十六	大月市	猿橋町	猿橋	橋尻	一一八四	伊良原
	十七						
	十八						
	十九						
	二十						
	二十一						
	二十二						
	二十三						
	二十四						
	二十五						
	二十六						
	二十七						
	二十八						
	二十九						
	三十						
	三十一						
三十二							
三十三							
三十四							
三十五							
三十六							

山梨県告示第九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	谷津
急傾斜地崩壊危険区域	一	西八代郡	市川三郷町	下大鳥居	天神林	一一八五八	谷津
	二						
	三						
	四						
	五						
	六						
	七						
	八						
	九						
	十						
	十一						
	十二						
	十三						
	十四						
	十五						
	十六						
	十七						
	十八						
	十九						
	二十						
	二十一						
	二十二						

山梨県告示第九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十三号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十三号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

平見	標柱番号	郡	町村	大字	字	地番
一	南巨摩郡	南部町	十島	上ノ山	七四七	七四七
二	同	同	同	平見	一五五三	一五五三
三	同	同	同	同	一五九五	一五九五
四	同	同	同	西ノ久保	一六〇九	一六〇九
五	同	同	同	同	一七八二	一七八二
六	同	同	同	久奈ノ平	二四	二四
七	同	同	同	三堂澤	二四	二四
八	同	同	同	同	二五	二五
九	同	同	同	同	二五	二五
十	同	同	同	同	二五	二五
十一	同	同	同	同	二五	二五
十二	同	同	同	大塚	五五	五五
十三	同	同	同	同	五五	五五
十四	同	同	同	同	五五	五五
十五	同	同	同	同	六二	六二
十六	同	同	同	同	七三	七三
十七	同	同	同	同	七四	七四
十八	同	同	同	同	七四	七四
十九	同	同	同	平見	一五九八	一五九八
二十	同	同	同	同	一五九八	一五九八
二十一	同	同	同	同	一五四九	一五四九
二十二	同	同	同	同	一五四七	一五四七
二十三	同	同	同	同	一五四六	一五四六

山梨県告示第九十二号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定

山梨県公報 第七百六十号 平成十九年五月十七日

により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

北杜市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
御門 1	御門 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
御門 2	御門 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
御門 3	御門 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
御門 4	御門 4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
御門 5	御門 5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 1	神戸 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 2	神戸 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 3	神戸 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 4	神戸 4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 5	神戸 5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 6	神戸 6	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 7	神戸 7	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 8	神戸 8	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
神戸 9	神戸 9	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

増富の2 5	増富の2 4	増富の2 3	増富の2 2	増富の2 1	増富 5	増富 4	増富 3	増富 2	増富 1	浜井場2 3	浜井場2 2	尾 浜井場2 1・小	浜井場 2	浜井場 1	神戸 12	神戸 11	神戸 10
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大渡の2 3	大渡の2 2	大渡の2 1	大渡 4	大渡 3	大渡 2	大渡 1	比志	檜山	御門 2	御門 1	一区	比志の2 2	比志の2 1	比志	日向	小尾の2 2	小尾の2 1	増富の2 6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

儀生湯戸駒ヶ入	湯戸 3	湯戸 2	湯戸 1	駒ヶ入 3	駒ヶ入 2	駒ヶ入 1	根古屋 2	根古屋 1	五十田	上八巻・馬場 2	上八巻・馬場 1	下八巻 3	下八巻 2	下八巻 1	宮平	原 2	原 1	江草
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西川 2	西川 1	前川 2	前川 1	株中沢	芦沢	狐沢	2 中村下仁田平	1 中村下仁田平	江草 の 2	馬場	江草	東向 2	東向 1	小池平下の 2	小池平下	中村下仁田平 2	中村下仁田平 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

出田川 1	シヨブ沢	猿途沢	円生沢川	浜井場沢 2	浜井場沢 1	丹生沢	栗平沢の4	栗平沢の3	栗平沢の2	栗平沢の1	湯の窪	柳沢	七クサクボ	湯沢	湯沢の1	小麦沢川 2	小麦沢川 1	西川 3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

沢浦川	馬場沢川 3	馬場沢川 2	馬場沢川 1	つつみ沢	漆戸沢	笹場沢	大渡沢	八巻沢	戸屋沢	方伝東沢	方伝西沢	小尾沢	増富沢	花の木沢	檜山沢	日向沢 2	日向沢 1	出田川 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

北杜市									市町村名
神戸 3	神戸 2	神戸 1	御門 5	御門 4	御門 3	御門 2	御門 1	御門 1	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
									土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
									次の図のとおり (図面省略)

神戸 3	神戸 2	神戸 1	途中沢	唐沢	越道沢	向沢
地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流

増富 4	増富 3	増富 2	増富 1	浜井場 2 3	浜井場 2 2	尾 浜井場 2 1・小	浜井場 2	浜井場 1	神戸 1 2	神戸 1 1	神戸 1 0	神戸 9	神戸 8	神戸 7	神戸 6	神戸 5	神戸 4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大渡 1	比志	檜山	御門 2	御門 1	一区	比志の2 2	比志の2 1	比志	日向	小尾の2 2	小尾の2 1	増富の2 6	増富の2 5	増富の2 4	増富の2 3	増富の2 2	増富の2 1	増富 5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

駒ヶ入 2	駒ヶ入 1	根古屋 2	根古屋 1	五十田	上八巻・馬場 2	上八巻・馬場 1	下八巻 3	下八巻 2	下八巻 1	宮平	原 2	原 1	大渡の2 3	大渡の2 2	大渡の2 1	大渡 4	大渡 3	大渡 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



株中沢	狐沢	2 中村下仁田平	1 中村下仁田平	江草 の2	馬場	江草	東向 2	東向 1	小池平下 の2	小池平下	中村下仁田平 2	中村下仁田平 1	儀生湯戸駒ヶ入	湯戸 3	湯戸 2	湯戸 1	駒ヶ入 3
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

出田川 1	シヨブ沢	猿途沢	円生沢川	浜井場沢 2	栗平沢の4	栗平沢の3	栗平沢の2	栗平沢の1	湯の窪	柳沢	湯沢	湯沢の1	小麦沢川 2	西川 3	西川 2	西川 1	前川 2	前川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

越道沢	向沢	沢浦川	馬場沢川 3	つつみ沢	漆戸沢	笹場沢	大渡沢	八巻沢	戸屋沢	方伝東沢	方伝西沢	小尾沢	増富沢	花の木沢	榎山沢	日向沢 2	日向沢 1	出田川 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

**山梨県告示第九十三号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

一 委託の相手方

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

**山梨県告示第九十四号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

**公 告**

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横内正明

第一 狩猟免許試験

一 試験期日

平成十九年八月二十三日（木）及び同月二十四日（金）（いずれの日であるかは、

申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲斐市島上条千二十番地 甲斐市敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取り扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、四千元(狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

平成十九年六月一日(金)から同月三十日(土)まで(山梨県の休日を含め)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

る。

七 申請書の提出先

申請者の住所を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所を所管する林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十六年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許(ただし、網・わな猟免許は網猟免許とわな猟免許に区分する。)の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条に規定する狩猟免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

平成十九年六月一日(金)から同月三十日(土)まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 一二三 一三一八)又は申請者の住所を所管する林務環境事務所

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四二二	望月和市	所有権
南巨摩郡早川町雨畑字清水沢四一六七	水地友野	所有権

二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予告告示

平成十九年三月二十六日山梨県告示第九十九号

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年九月十七日まで縦覧に供する。

平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

2 住所 中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イツモア増坪ショッピングセンター

(二) 所在地 甲府市住吉本町字毛賀千百十三番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一) 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

(二) 住所 中央市若宮五十番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十年二月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千九百七十三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百九十一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 四十一・七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 四十五・五立方メートル

6 大規模小売店舗の新設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時五十分まで  
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 四力所  
 (2) 位置 届出の図面のとおり  
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後九時四十五分まで

三 届出年月日  
 平成十九年四月二十七日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年九月十七日まで縦覧に供する。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
 1 氏名又は名称 株式会社ケヨー 代表取締役 林武夫  
 2 住所 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号  
 二 届出の概要  
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ケヨーデイツー塩山店  
 (二)(-) 所在地 甲州市塩山下塩後字天神平九百八番外  
 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	三百四十五台 届出の図面のとおり	三百三十八台 届出の図面のとおり
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	四力所 届出の図面のとおり	三力所 届出の図面のとおり

3 変更する年月日  
 平成二十年一月二日

三 届出年月日  
 平成十九年五月一日

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（県営中山間地域総合農地防災事業 杉ノ木地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
 変更後の県営土地改良事業計画の概要  
 二 縦覧期間  
 平成十九年五月十八日から同年六月十四日まで  
 三 縦覧場所  
 身延町役場  
 四 意見書の提出方法  
 この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日までに、山梨県峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月二日  
 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
 1 商号 有限会社戸倉組  
 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂四百八十番地  
 3 破産管財人の氏名 佐々木亮  
 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第七一六七号  
 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し  
 五 処分の原因となつた事実 平成十九年三月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 美光社塗装店
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千六百六番地一
  - 3 代表者の氏名 鷹野昭良
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第五九九号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社加藤工業所
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市大野六千二百五十五番地一
  - 3 元代表者の氏名 加藤信次
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第一三三三三号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社大嶋組
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町内船四千三百三十八番地一
  - 3 代表者の氏名 木内實
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第三七七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 谷内建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市盛里二十番地
  - 3 代表者の氏名 谷内種次
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特一八）第四七二二号
  - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取り消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取り消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社山口定助商店
  - 2 主たる営業所の所在地 中央市山之神流通団地三丁目六番三号
  - 3 代表者の氏名 山口克彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第五七一一号
- 四 処分の内容 ガラス工業業及び建具工業業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
  - 北杜市長坂町塚川字山寺平五八一の五、五八一の八、五八一の九、五八一の二二及び五八二の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 北杜市小淵沢町上笹尾三千六百十番地二 株式会社明和電機 代表取締役 小林繁雄

### 教育委員会

● 平成二十年度山梨県公立高等学校入学選抜の基本事項について  
平成二十年度山梨県公立高等学校(大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を除く。)入学選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成十九年五月十七日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

全日制の課程における前期募集

一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

- 1 全日制普通科(コース及び単位制を含む。)については、募集定員の一〇%から三〇%の範囲
- 2 理数科、英語科、文理科及び国際教養科(以下「専門教育学科」という。)については、募集定員の二〇%から四〇%の範囲
- 3 職業に関する学科については、募集定員の三〇%から五〇%の範囲
- 4 総合学科については、募集定員の二〇%から四〇%の範囲

二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程を平成二十年三月卒業又は修了見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める出願の条件に適合すると自ら考える者

三 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

四 出願期間

平成二十年一月十日(木)から同月十五日(火)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十二日(土)、同月十三日(日)及び同月十四日(月)を除き、同月十五日(火)は午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十年一月二十三日(水)及び同月二十四日(木)とする。ただし、志願

者の状況によつては、同月二十五日(金)を含めて三日間とすることができる。

六 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十年二月一日(金)午前九時から正午までの間に中学校長に前期募集選抜結果内定通知書を交付する。ただし、中学校長が事前に郵便等による交付の依頼をした場合には、郵便等により交付する。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。  
全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程を卒業若しくは修了した者又は平成二十年三月卒業若しくは修了見込みの者

2 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十年三月修了見込みの者

3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十年三月修了見込みの者

4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

6 その他高等学校において、中学校を卒業又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 高等学校に普通科、専門教育学科又は総合学科が設置されている場合、志願する学科のほかに当該高等学校に設置されている学科(普通科、専門教育学科、総合学科に限る。)に第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十年二月十八日(月)から同月二十日(水)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月二十日(水)は午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成二十年三月五日(水)

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十年三月十二日(水)の午前十一時

全日制の課程における再募集

一 実施校

前期募集及び後期募集の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、学力検査受検者(病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。)で、出願時に、国・公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

全日制の課程における後期募集に準ずる。



四 出願期間

平成二十年三月十二日(水)の午後一時から午後四時まで、同月十三日(木)の午前九時から午後四時及び同月十四日(金)の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日

平成二十年三月十七日(月)

六 選抜方法

学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十年三月十九日(水)の午前十一時

定時制の課程における入学者選抜

一 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

二 出願の制限

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願期間

平成二十年二月十八日(月)から同月二十日(水)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月二十日(水)は午前九時から正午までとする。

四 検査

1 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の五教科とする。  
イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成二十年三月五日(水)及び同月六日(木)とする。

4 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

五 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表

平成二十年三月十二日(水)の午前十一時

定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

全日制の課程における後期募集に準ずる。

四 出願期間

平成二十年三月十四日(金)から三月二十一日(金)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十五日(土)、同月十六日(日)及び同月二十日(木)を除き、同月二十一日(金)は午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十年三月二十四日(月)

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十年三月二十六日(水)の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める平成二十年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番